

困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の概要

基本的な考え方

策定趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与するための「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、栃木県における困難な問題を抱える女性の現状と課題を踏まえ、女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、効果的に機能することを目指す。

位置づけ

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第1項に基づき策定するもので、国の基本方針を踏まえ、「とちぎ男女共同参画プラン」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」との整合性を図りながら、困難な問題を抱える女性支援の基本的方向性を示す。

対象

性的な被害、家族の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。以下「困難な問題を抱える女性」という。）

期間

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度（3年間）

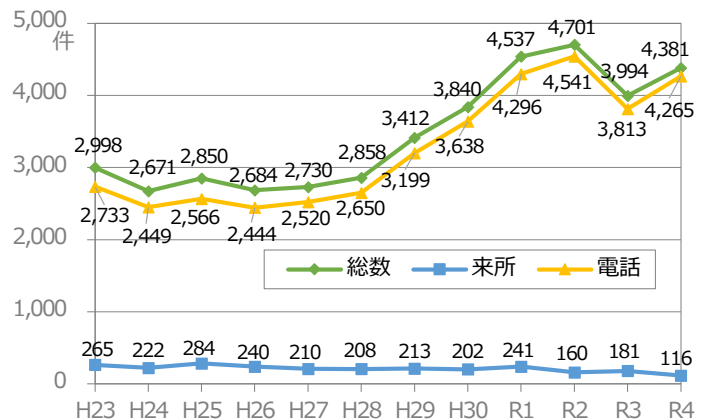
現状と課題

女性相談支援センターの状況

とちぎ男女共同参画センターに設置

(令和4年度の状況)

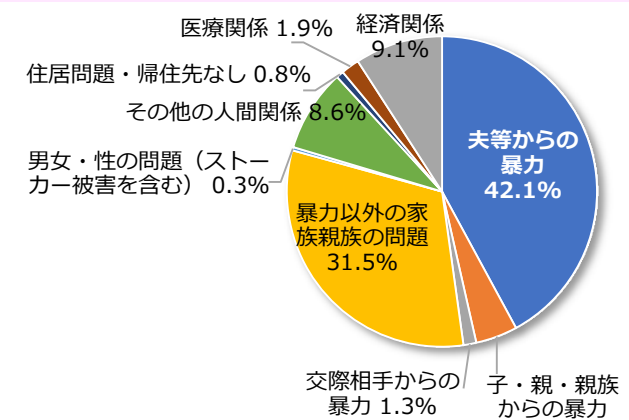
- 電話相談4,265件、来所相談116件（下記グラフ）で、内容は人間関係が全体の24%、次いで夫等からの暴力が22.5%
- 一時保護女性は33人、同伴家族21人
- 保護理由は夫等からの暴力23件、帰住先なし8件



女性相談支援員の状況

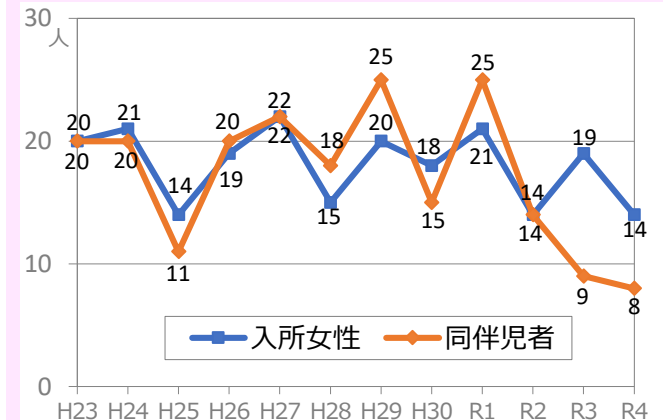
(令和4年度の状況)

- 知事委嘱12人、市長委嘱38人
- 在職年数3年未満が38%
- 来所相談の主訴は夫等からの暴力が42.1%（下記グラフ）



女性自立支援施設の状況

- 県内に1か所設置
- 令和4年度の入所実人員は入所女性14人、同伴児者8人（下記グラフ）
- 令和4年度の平均保護日数は44.6日



<p>性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの状況</p> <p>済生会宇都宮病院内に設置 (とちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数は年々増加し、令和4年度は電話相談1,043件、来所相談163件 	<p>市町の若年女性への支援の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 若年女性からの相談が多くある一方で、気軽に立ち寄れる居場所は不足 	<p>女性相談支援員へのヒアリング結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の女性相談支援員に聞き取りを実施 経験年数に応じた研修、相談スキル向上、特に新任者の研修充実、相談業務に関するスーパーバイザーの設置希望等のニーズ
<p>母子生活支援施設入所者の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内に2か所 令和4年度の入所者は母親20人、児童36人 入所理由はDVが90% 	<p>とちぎネットアンケート結果</p> <p>Q 困難な問題を抱える女性への支援相談窓口をご存知ですか？ ▶ 25.7%が「いずれも知らない」</p> <p>Q 女性であることを理由に困難な問題を経験したり、見聞きしたことについて誰かに相談しましたか？ ▶ 30.6%が「誰にも相談しなかった」</p> <p>Q 相談機関にどのような支援を望みますか？ ▶ 73.2%が「匿名で気軽に相談できる窓口としての支援」</p> <p>Q 困難な問題を抱える女性への支援についての自由意見 ▶ 「気軽に相談できる場所、ツール（SNS等）が必要」 ▶ 「相談窓口や支援の内容についての広報や啓発が大切」</p>	
<p>民間団体の活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 県と連携して困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体は一団体のみ (R5.4.1時点) 		

課題

- 支援施策等（相談先等）の認知度
- 相談者のニーズに応じた支援体制（他施策との連携）
- 支援内容への抵抗感
- 地域の実情に応じた支援体制の構築
- 連携可能な民間団体数

人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現

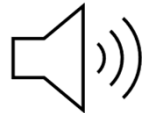
基本目標

- (1) 支援調整会議の設置市町数（法施行後3年以内（令和8年度末））：県内全市町
- (2) とちぎ男女共同参画センターで実施する新任相談員（女性相談支援センターの職員及び県内すべての女性相談支援員）の研修受講率：100%
- (3) 困難な問題を抱える女性等の相談窓口認知度：85%

困難な問題を抱える女性への支援の内容

(1) アウトリーチ等による早期の把握

- 相談窓口の周知と気軽に相談できる環境整備
- SNS等の気軽に相談できる窓口の拡大
- 保育施設や学校等の関係者に対する啓発・研修の実施
- 啓発資材の配布等による相談窓口の周知



(2) 居場所の提供

- 地域において困難な問題を抱える女性の発見や啓発に協力可能な新たな機関等の掘り起こしを行い、様々な民間団体との連携・協働による支援の継続
- 交流会の実施等を通じた民間団体間の連携強化



(3) 相談支援

- 相談支援体制の充実による寄り添った支援の継続
- 女性相談支援員が情報交換できる体制の整備
- 職務担当者の資質向上に向けた研修等の実施及び警察との連携
- 豊富な支援経験を有する民間団体との連携
- 専門機関による性犯罪・性暴力被害者等支援

(4) 一時保護

- 民間団体や母子生活支援施設を活用した安全・安心な一時保護の実施
- 女性相談支援センター一時保護所の環境整備
- 女性相談支援センターと児童相談所連携による未成年者の一時保護委託の実施



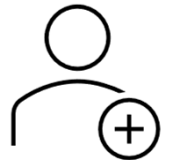
(5) 被害回復支援

- 関係機関と連携した専門性や機能を活かした精神的なケアの実施
- 民間団体と連携した継続的な精神的ケアの実施及び相談機関等の情報提供
- 民間団体による心理的ケアを行うための講座情報の提供



(6) 生活の場を共にすることによる支援 (生活支援・権利回復支援)

- 女性自立支援施設における被害からの心身の健康の回復及び生活支援
- 母子生活支援施設との連携による心身の負担軽減や権利擁護



(7) 同伴児童等への支援

- 母子分離が起こらないよう、親子が入居可能な施設等との連携
- 保育支援員による保育及び学習支援員による学習面のサポート
- 中学生以上の同伴男児がいる場合の民間団体への一時保護業務委託及び児童相談所との協力
- 同伴児童等の状況に応じた児童相談所との連携



(8) 自立支援

- 関係機関と連携した就業情報提供及び就業促進支援
- 公営住宅の優先入居制度等の活用
- 各種福祉施策の手続等に関する市町等との調整によるくらしの安定に向けた支援
- 一時保護所退所後の被害者等に対する、関係機関や民間団体と連携した心身の負担軽減や権利擁護による自立支援
- 性暴力、性的虐待、性的搾取等の被害からの回復に向けた、関係機関等と連携した自立に向けたきめ細かな支援

(9) アフターケア

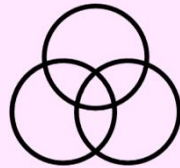
- 女性相談支援センターや女性自立支援施設、地域の女性相談支援員の相互連携による繰り返りつながらる支援
- 県、市町及び民間団体が連携した継続的なフォローアップ



支援の体制

(1) 三機関の連携体制

- ・三機関（女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設）連携による支援体制整備
- ・一時保護を経ない女性自立支援施設への入所の場合にも、三機関連携のもとでの適切な支援



(4) 関係機関との連携体制

- ・福祉、保健医療、子育て、住まい、教育など多岐にわたる分野との連携
- ・児童相談所や市町児童福祉主管課等との連携強化
- ・三機関等と、とちぎ性暴力被害者サポートセンターとの更なる連携



(2) 支援調整会議

- ・支援調整会議設置による支援体制整備
- ・地域の実情等を踏まえた市町の支援調整会議の設置支援
- ・支援調整会議の守秘義務



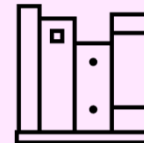
(5) 教育・啓発

- ・教育委員会等との連携、出張セミナーの実施等による早い段階からの教育及び幅広い啓発



(7) 調査研究等の推進

- ・女性相談支援センターを中心とした事例研究の実施



(3) 民間団体との連携体制

- ・個人情報の適正な取扱い確保の上での、行政と民間団体の相互連携体制の構築



(6) 人材育成・研修

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する研修の実施
- ・新任の女性相談支援員向け研修の実施及び研修情報提供
- ・研修受講のしやすい職場環境の整備



基本計画 の見直し

基本計画の見直しに当たっては、見直し前に、基本計画に定めた施策の評価を関係者の意見を聴取すること等により行い、当該評価により得られた結果をもとに、基本計画の見直しを行う。